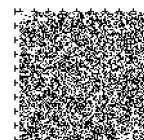


鈴木委員提出資料



2017年8月8日

東京都障害者施策推進協議会への意見書
～精神科病院からの地域移行について～

地域生活支援センタープラザ
一般社団法人精神障害者地域生活支援とうきょう会議
鈴木 卓郎

I：地域相談支援（指定一般相談支援）について

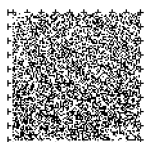
地域移行支援・地域定着支援ともに、平成28年度までの実績値が見込み値を大幅に下回っている。東京都において、地域相談支援はすべての障害福祉サービスの中で最も取り組みが遅れている活動である。この問題を解決すべく、次期計画に以下の点を盛り込むことを提案する。

〈提案①〉

*障害福祉計画に係る地域移行支援・地域定着支援の実績の出し方を変えること。現行の「各年度末月における利用実績および見込み」では、通年で実際に何人の方が地域移行支援を利用し、そのうち何人の方が退院につながったのかがわからない。より正確な実情を把握するために、実績数は以下のように出すこと。

- A) 平成24年度から29年度までの各市区町村の地域移行支援新規支給決定数を年度ごとに出し、6年分合算する。これで「どのくらいの方が利用したか」がわかる。
- B) 平成24年度から29年度までの各市区町村の地域移行支援の請求のうち、「退院月加算」の請求件数を調べる。これで「どのくらいの方が退院したか」がわかる。
- C) 地域定着支援についても、A)と同様に実績の数値を出す。

このように利用実績を出しなおし、それを参考に今後の見込み値を検討すべきである。



〈提案②〉

* 地域移行支援に「都加算」を付けること。地域移行支援の活動が進まない背景には、都内の精神科病院の地域偏在という問題がある。精神科病院の偏在により、地域相談支援事業所は日常的に活動する市区町村・圏域を超えた、より広域的な支援や連携を求められる。東京特有の広域的な取り組みに対して、以下の加算をつける。

A) 地域相談支援事業所が自事業所のある圏域以外の精神科病院等で地域移行支援を行う場合に、毎月の給付費に都加算として「広域加算」をつける。

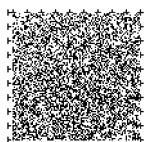
B) 地域相談支援事業所が自事業所のある圏域以外の市区町村から地域移行支援の支給決定を受けた場合にも、毎月の給付費に都加算として「広域加算」をつける。

〈提案③〉

* 東京都は、地域相談支援事業所の指定を行っている立場上、指定を受けた地域相談支援事業所の活動実態の把握と地域相談支援を担う人材の育成を、責任をもって行うべきである。

A) 平成 24 年度から 29 年度の間、地域相談支援事業所として指定を受けながら地域移行支援・地域定着支援を 1 件も実施していない事業所がどのくらいあるのか、実態を把握する。そのうえで実績のまったくない事業所には、どのような事情で地域移行支援・地域定着支援を行えないのか調査を行う。

B) 地域相談支援を担う人材育成として、東京都相談支援従事者研修の専門コース別研修として、「地域移行・地域定着」をテーマとした研修を毎年度実施する。



Ⅱ. 成果目標の設定について

国の基本方針「精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築」で提示されている各成果目標に取り組むと同時に、精神科病院への社会的入院という歴史的な課題に取り組むために、東京都独自の成果目標を設定することが必要である。

〈提案①〉

* 社会的入院という問題を解消するために、1年以上入院の方の中でもとくに入院が長期化している方への支援を積極的に行うことを表明し、以下のような目標を設定する。

A) 平成 27 年 6 月末現在、都内の精神科病院に 10 年以上入院している方は 2,979 人いる。平成 32 年度末までにこの方たち全員と会い、「精神障害者地域移行体制整備支援事業」の説明と地域移行支援の説明を行う。

B) 平成 27 年 6 月末現在、都内の精神科病院に 4 年以上～10 年未満入院している方は 3,250 人いる。平成 32 年度末までにこの方たちの半数に地域移行支援を実施する。

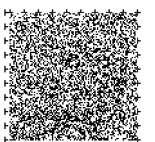
〈提案②〉

* 国の基本指針では、平成 32 年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置することとなっているが、東京都は全国で唯一、障害保健福祉圏域が 1 ヶ所しかない都道府県である。これでは圏域ごとの取り組みができないため、以下のような目標設定を行う。

A) 東京都では、圏域ごとの協議の場は障害保健福祉圏域ではなく、2 次保健医療圏域を基準に設置する。2 次保健医療圏域は 13 ヶ所（島しょ含む）あるため、圏域ごとの協議の場は 13 ヶ所設置される。13 ヶ所の協議の場を統括する東京都の機関として、東京都自立支援協議会に地域移行部会を設置する。

B) 2 次保健医療圏域に 1 ヶ所ずつ「精神障害者地域移行体制整備支援事業」を受託する事業所を置く。体制整備事業所は現行の 6 ヶ所から 13 ヶ所に増やし、圏域ごとに取り組む地域移行の活動の中核となる。

C) 東京都の精神科病院偏在の問題に取り組むため、現行の東京都保健医療計画で定められている 3 次保健医療圏域（東京都全域）ごとの精神病床の策定を、2 次保健医療圏域ごとに策定するよう改めることを、東京都障害者施策推進協議会から東京都保健医療計画推進協議会に申し入れる。



【追記】

現行の第4期東京都障害福祉計画では、「平成29年6月末時点の『長期在院者数』を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減し、9,643人とすること」という成果目標が掲げられている。ここでいう「長期在院者数」は、24年6月時点での都内精神科病院の1年以上の入院患者のことである。その数は11,760人となっている。その18%を削減するとは、1年以上の入院患者を2,117人減らすことになる。

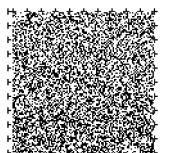
しかし、このような計画の立て方で本当に精神科病院から「地域生活への移行」がはたされたといえるのかどうか、疑問の余地がある。

国の精神保健医療福祉資料によると、平成25年6月1ヶ月間の東京都内の精神科病院の死亡退院者は114人いる。単純計算で年間1,368人死亡退院となり、5年で6,840人になる計算である。死亡退院者のうち、1年以上入院の「長期在院者」がどのくらいの割合であるかはこの調査からは不明だが、別の数値もある。

平成25年6月の全国の精神科病院退院者31,550人のうち、死亡退院は1,816人いる。そのうち、在院期間が1年未満の方は52%、1年以上の方は48%である。1,816人の48%は872人となる。この数値を単純に東京都で考えると、国の人口の10%が東京都の人口と仮定して、東京都の25年6月の死亡退院数は全体の10%の87.2人、1年だと12倍で1,046人、5年で5,320人である。上記の6,840人とかなり誤差があつて正確な数値ではないが、どちらも年間1,000人以上が精神科病院から死亡退院していることを表している。1年以上長期入院者の数値の減少の中には、この方たちも含まれていることを忘れてはならない。

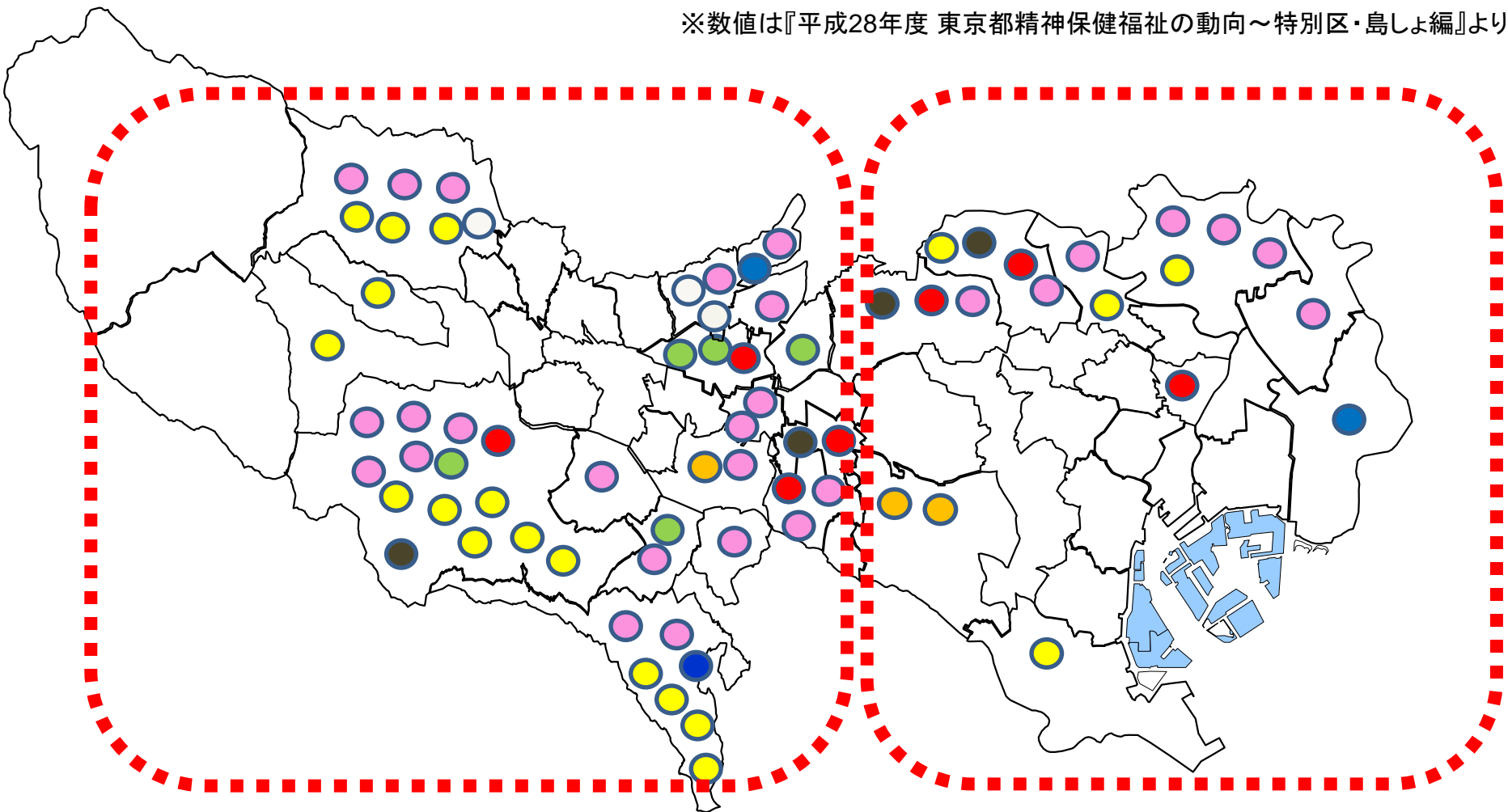
最優先されるべきは、これまでの歴史の中で社会的入院の状態におかれ、現在もその状態が継続されており、さらにこのまま一生を精神科病院で終える可能性が高まっている方たちに何ができるかを考えることである。表面的な数値の陰で、死亡退院していく人たちが年間1,000人以上もいる現実がある。精神科病院からの地域移行は、そのような方たちに真っ先に届く施策にするべきである。

以上



1年以上入院患者のいる東京の精神科病院の分布図

※数値は『平成28年度 東京都精神保健福祉の動向～特別区・島しょ編』より

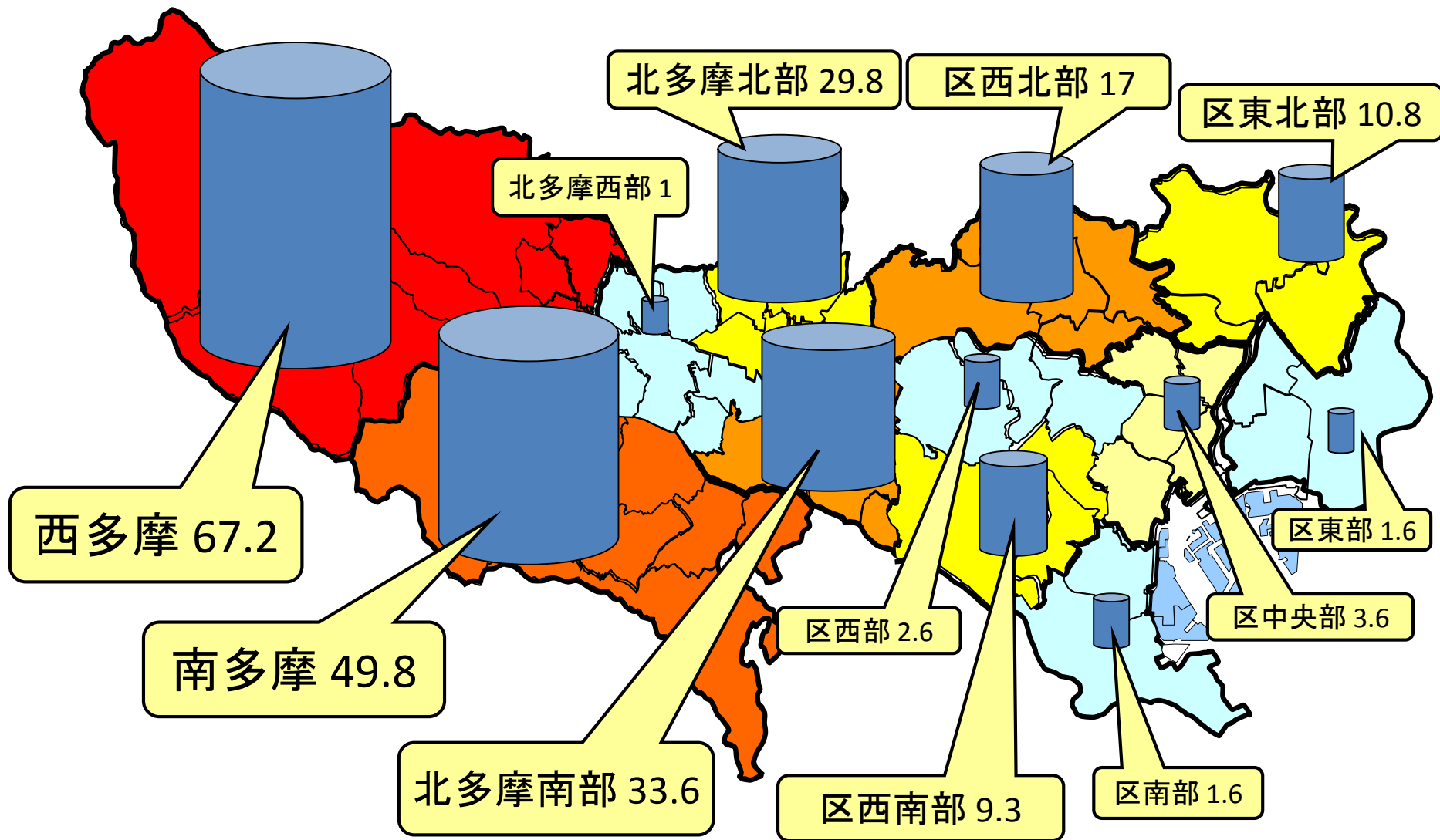


多摩地域 人口:4,233,493
病床数:15,423
人口万対病床数:36.5

人口万対病床数格差4倍

特別区 人口:9,375,104
病床数:6,977
人口万対病床数:7.5

東京都内圏域別の精神病床状況(人口万対病床数)



※数値は『平成28年度 東京都精神保健福祉の動向～特別区・島しょ編』より

平成28年度

東京都精神保健福祉の動向

特別区・島しょ編

 東京都立中部総合精神保健福祉センター

2-1 精神科病院数及び精神病床数

地域合計	病院数	病床数	人口万対 病床数
東京都	112	22,400	16.6
特別区	45	6,977	7.5
多摩地域	67	15,423	36.5
島しょ	0	0	0

圏域名	保健所	病院数	病床数	人口万対 病床数	
特別区	区中央部	千代田区	1	27	4.9
		中央区	0	0	0.0
		港区	1	49	2.2
		文京区	4	137	6.3
		台東区	1	85	4.6
	区南部	品川区	1	50	1.3
		大田区	3	128	1.8
	区西南部	目黒区	1	50	1.8
		世田谷区	4	1,204	13.3
		渋谷区	2	53	2.4
	区西部	新宿区	5	315	9.3
		中野区	0	0	0.0
		杉並区	0	0	0.0
	区西北部	豊島区	0	0	0.0
		北区	2	203	5.9
		板橋区	8	1,976	36.0
	区東北部	練馬区	3	1,081	14.9
		荒川区	0	0	0.0
		足立区	5	1,237	17.8
	区東部	葛飾区	2	217	4.9
墨田区		1	36	1.4	
江東区		1	129	2.6	
	江戸川区	0	0	0.0	

圏域名	保健所	市町村	病院数	病床数	人口万対 病床数	
多摩地域	西多摩	青梅市	10	2,442	179.2	
		福生市	0	0	0.0	
		羽村市	0	0	0.0	
		瑞穂町	0	0	0.0	
		奥多摩町	0	0	0.0	
		あきる野市	1	110	13.7	
		日の出町	1	60	35.0	
		檜原村	0	0	0.0	
	南多摩	八王子市	八王子市	18	4,099	70.7
		町田市	町田市	7	1,592	37.1
		南多摩	日野市	1	238	12.9
			多摩市	3	852	57.7
	北多摩南部	多摩府中	稲城市	1	339	38.6
			調布市	3	842	36.9
			狛江市	1	20	2.5
府中市			5	939	35.9	
小金井市			2	510	42.0	
武蔵野市			0	0	0.0	
三鷹市			3	1,133	59.9	
北多摩西部	多摩立川	立川市	1	63	3.5	
		昭島市	0	0	0.0	
		国立市	0	0	0.0	
		国分寺市	0	0	0.0	
		東大和市	0	0	0.0	
		武蔵村山市	0	0	0.0	
北多摩北部	多摩小平	小平市	3	750	39.2	
		西東京市	1	326	16.3	
		東村山市	3	670	44.3	
		清瀬市	2	255	34.3	
		東久留米市	1	183	15.7	

二次保健医療圏域別精神病床数（区部）

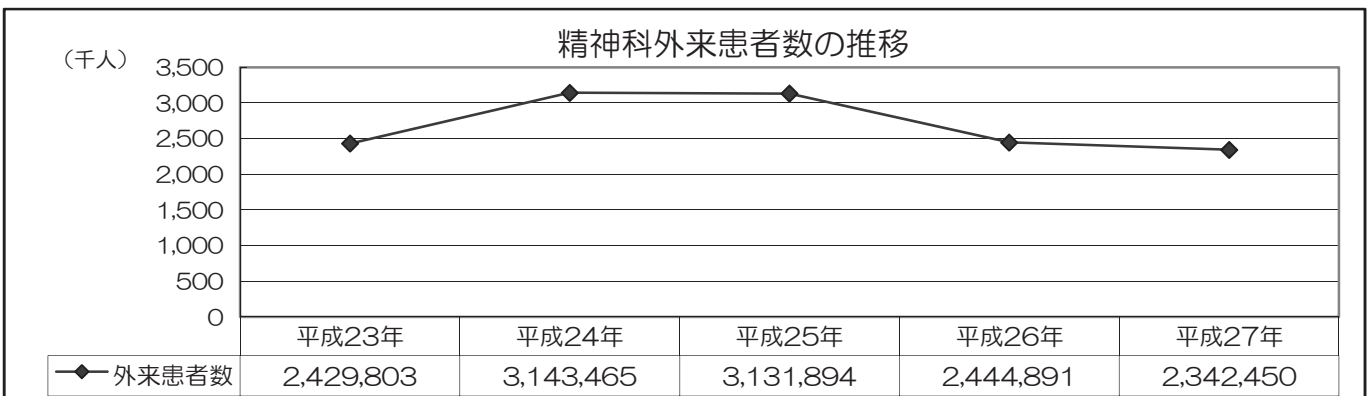
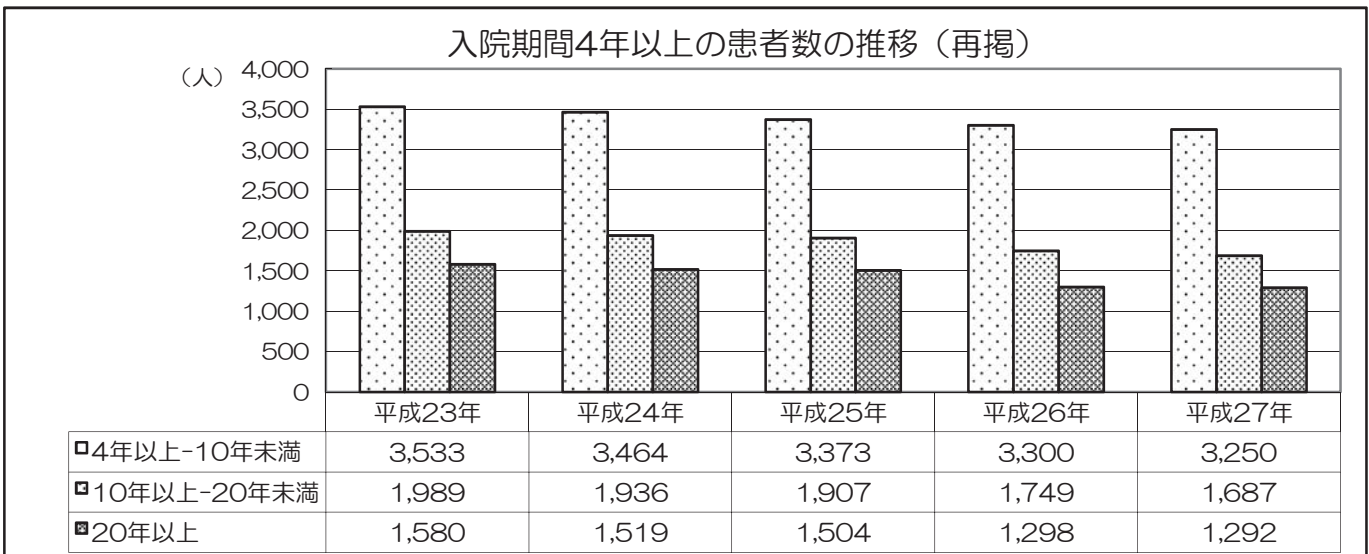
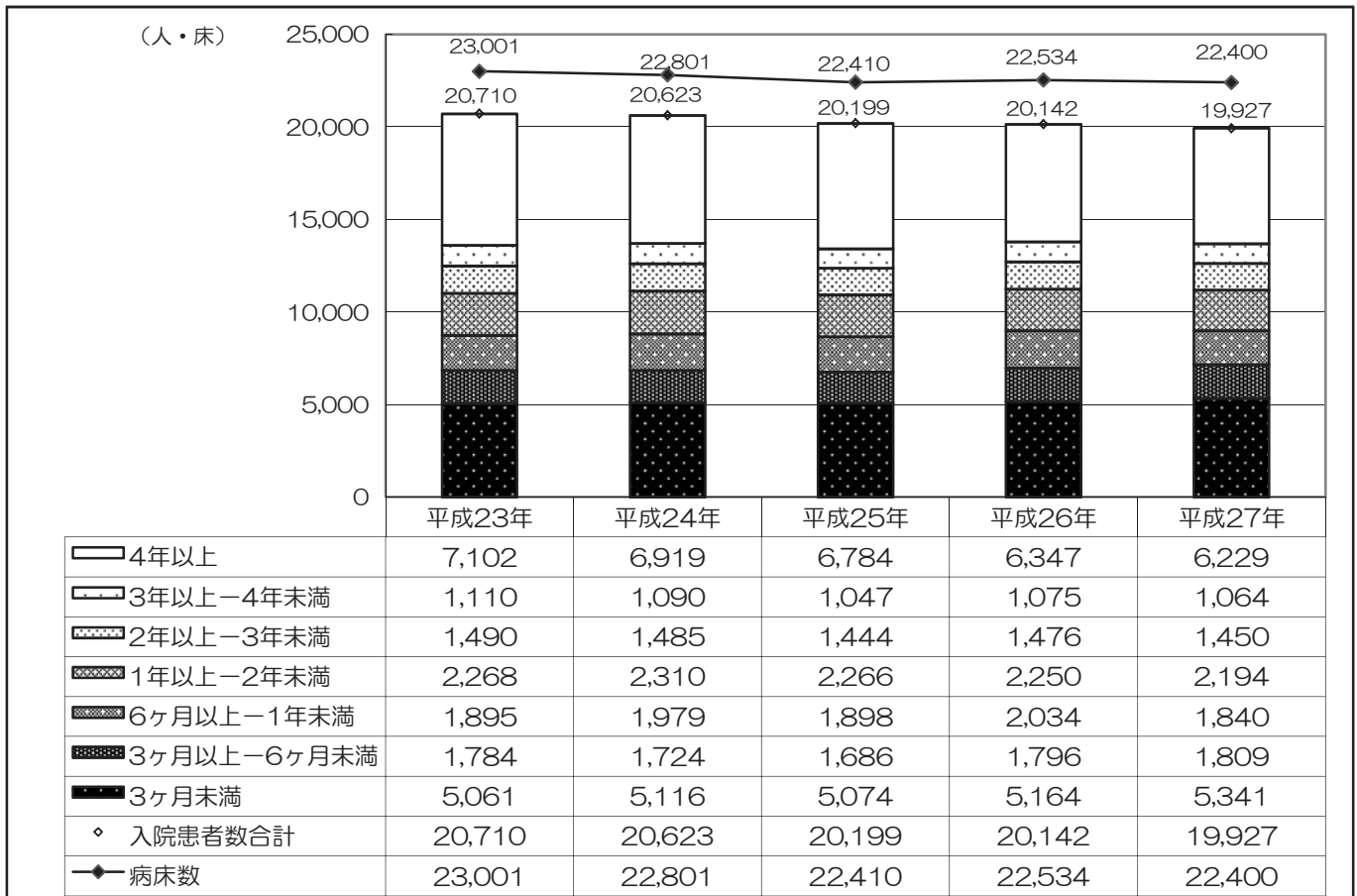
圏域名	病院数	病床数	人口万対 病床数
区中央部	7	298	3.6
区南部	4	178	1.6
区西南部	7	1,307	9.3
区西部	5	315	2.6
区西北部	13	3,260	17.0
区東北部	7	1,454	10.8
区東部	2	165	1.2

二次保健医療圏域別精神病床数（多摩地域）

圏域名	病院数	病床数	人口万対 病床数
西多摩	12	2,612	67.2
南多摩	30	7,120	49.8
北多摩南部	14	3,444	33.6
北多摩西部	1	63	1.0
北多摩北部	10	2,184	29.8

平成27年6月30日現在
資料：精神保健医療課

2-3 精神科病院における病床数、入院患者数、入院期間内訳及び外来患者数の推移



注：精神科病院（精神病床を有する病院）を対象に調査を行い、集計（各年6月30日現在）

資料：精神保健医療課